

株主各位

第74期定時株主総会招集ご通知

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.galilei-group.co.jp/ir/stock/general-meeting/>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

【計算書類等】..... 1～23

- ・連結計算書類（連結注記表）
- ・計算書類（個別注記表）

【計算書類等】..... 24～29

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・監査等委員会の監査報告書

ガリレイ株式会社

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

福島国際（香港）有限公司

フクシマトレーディング株式会社

フクシマガリレイシンガポール株式会社

台湾福島国際股份有限公司

福島嘉利雷冷機（上海）有限公司

タカハシガリレイ株式会社

フクシマガリレイマレーシア株式会社

ガリレイパネルクリエイト株式会社

ショウケンガリレイ株式会社

フクシマガリレイタイランド株式会社

フクシマガリレイベトナム有限会社

ガリレイ（タイランド）株式会社

フクシマガリレイカンボジア株式会社

フクシマガリレイミャンマー株式会社

フクシマガリレイインドネシア株式会社

フクシマガリレイフィリピン株式会社

日本洗浄機株式会社 *1

株式会社フクシマガリレイ分割準備会社 *2

PT Aneka Citra Refrindo *3

*1 2024年4月1日付で株式会社エコメックの株式を80%取得し子会社化したため、同社及び同社の完全子会社である日本洗浄機株式会社を連結の範囲に含めております。なお、2024年7月5日付で日本洗浄機株式会社を吸収合併存続会社とし、株式会社エコメックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、株式会社エコメックを連結の範囲から除外しております。

*2 当連結会計年度より新たに設立した株式会社フクシマガリレイ分割準備会社を連結の範囲に含めております。

*3 2024年10月15日付で、インドネシアの厨房施工会社であるPT Aneka Citra Refrindo の株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。なお、PT Aneka Citra Refrindo は2024年9月30日をみなし取得日としており、2024年10月1日から2024年12月31日までの業績を含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 1社

フードサービスエンジニアリング株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用した関連会社数
該当事項はありません。
- (3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等
フードサービスエンジニアリング株式会社
(持分法を適用しない理由)
持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社の決算日について、タカハシガリレイ株式会社、ガリレイパネルクリエイト株式会社、日本洗浄機株式会社、株式会社フクシマガリレイ分割準備会社及びフクシマガリレイミャンマー株式会社は3月31日、ショウケンガリレイ株式会社は2月28日であり、他の13社は12月31日であります。
- 連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法
 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 市場価格のない株式等
 主として移動平均法による原価法
 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)
 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額の純額で取り込む方法によっております。
- ② 棚卸資産
 製品、原材料
 …総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 仕掛品
 製品仕掛品
 …総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 仕掛工事
 …個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
- 当社及び国内連結子会社
定率法を採用しております。
- 在外連結子会社
定額法を採用しております。
- ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 12～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 7年 |

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額ゼロとする定額法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 12～50年

機械装置及び運搬具 7年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額ゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準(過去の支給額を基礎に業績を加味して算定する方法)により計上しております。

③ 製品保証引当金

製品及び請負工事の契約保証期間内の補償に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

④ 工事損失引当金

将来の工事損失の発生に備えるため、期末現在の損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生の翌連結会計年度に一括して費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

- ステップ１：顧客との契約を識別する
- ステップ２：契約における履行義務を識別する
- ステップ３：取引価格を算定する
- ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ５：履行義務を充足した時点（または充足するにつれて）収益を認識する

商品及び製品の販売

フードサービス販売及び医療・理化学製品販売並びに冷凍冷蔵ショーケース販売においては、主に業務用冷凍冷蔵庫やメディカルフリーザー、冷凍冷蔵ショーケースの製造及び販売並びに据付工事を行っています。このような商品及び製品の販売については、①据付工事を伴わない場合、受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、一時点で収益認識しております。②据付工事を伴う場合、その工期が短いため、適用指針第95項に定めている収益認識の代替的な取扱いを適用し、工事が完成し顧客に引渡しを行った時点で収益を認識しています。

工事契約

大型食品加工機械販売及び大型・小型パネル冷蔵設備の引渡し及びそれの据付工事を履行義務としております。契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日における見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で行っております。

サービス事業

サービス販売においては主に当社の冷凍冷蔵庫や冷凍冷蔵ショーケースの修理を履行義務としております。顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、一時点（サービス提供時点）で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内の定額法により償却を行っております。金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

販売区分	販売高(百万円)
フードサービス	30,592
医療・理化学製品	1,293
冷凍冷蔵ショーケース	52,915
大型食品加工機械	8,499
大型パネル冷蔵設備	15,813
小型パネル冷蔵設備	7,829
サービス	13,696
合計	130,639

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	27,193 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	28,988 百万円
契約資産（期首残高）	1,790 百万円
契約資産（期末残高）	1,902 百万円
契約負債（期首残高）	1,523 百万円
契約負債（期末残高）	2,330 百万円

契約資産は、主に大型食品加工機械販売及びパネル冷蔵設備販売に係る顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足したものの、未請求の工事進行により履行義務が充足されたものに係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、契約内容に従いまたは工事が完成し引渡しを行った時点で請求し、その翌月に受領しています。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益認識する工事契約について、契約内容に基づき顧客から受けた前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において、契約資産が 112 百万円増加した主な要因は大型パネル冷蔵設備販売によるものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が 807 百万円増加した主な要因は大型食品加工機械販売によるものであります。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）は 444 百万円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約について注記の対象に含めていません。当履行義務は、大型食品加工機械販売及びパネル冷凍冷蔵設備販売の工事契約に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1 年以内	1, 983 百万円
1 年超	150 百万円
合計	2, 133 百万円

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある事項は以下のとおりです。

大型食品加工機械販売及び大型パネル冷蔵設備販売における一定期間にわたる収益計上

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたる収益計上となる金額は、大型食品加工機械販売については5, 999百万円と連結売上高の4. 5%を占めており、大型パネル冷蔵設備販売については、12, 085百万円と連結売上高の9. 2%を占めております。

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

大型食品加工機械販売及び大型パネル冷蔵設備販売に係る売上高は、顧客に提供する履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しており、当該進捗度の見積り方法は見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

見積総原価は、受注時点で入手した見積書等の積算により作成した予算書に基づいております。また、製造開始後の各決算期末においては、製造の状況及び発注実績を踏まえて、発注書等に基づき見積総原価の見直しを行っております。

なお、大型食品加工機械及び大型パネル冷蔵設備は顧客の仕様に合わせて制作し、半年以上の工期を要する案件も多いです。このため、製造開始後に仕様変更が生じた場合や、資材の急激な高騰が生じた場合等においては、見積総原価が変動し、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19, 055百万円
2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 担保付債務

該当事項はありません。

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度
受取手形	8,684百万円
売掛金	13,689百万円
契約資産	1,902百万円

4. 「流動負債 その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
契約負債	2,330百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

44,132,320株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,101	105	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 2,964百万円

② 1株当たり配当額 74円00銭

③ 基準日 2025年3月31日

④ 効力発生日 2025年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に冷凍冷蔵厨房設備の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金並びに通常の設備投資資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、海外事業を展開していることから外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されております。営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有を目的とした株式であり市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設

備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	11,361	11,361	—
資産計	11,361	11,361	—

(注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社	15
非上場株式	34

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は340百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	11,311	50	—	11,361
資産計	11,311	50	—	11,361

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。一方で、当社グループが保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,558円19銭

1株当たり当期純利益 299円79銭

(注) 当社は、2025年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割の影響を考慮し、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(企業結合等に関する注記)

(株式取得による会社の買収)

日本洗浄機株式会社

当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、株式会社エコメックの株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年4月1日に株式の80%を取得いたしました。この株式取得に伴い、株式会社エコメックの完全子会社である日本洗浄機株式会社は、当社の孫会社となりました。将来的に、株式会社エコメック所有株式の残り(20%)の株式を取得する予定です。

また、2024年7月5日付で日本洗浄機株式会社を吸収合併存続会社とし、株式会社エコメックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エコメック

事業の内容 厨房機器の製造

被取得企業の名称 日本洗浄機株式会社

事業の内容 厨房機器の製造及び販売

②企業結合を行った主な理由

株式会社エコメック及び日本洗浄機株式会社は、外食産業向けに食器洗浄機、自動調理機器などを製造・販売する業務用厨房機器のメーカーです。省エネ・節水・省力化に優れた技術力を持ち、日本のフードサービスの生産性向上に貢献しております。

同社がガリレイグループに参画することにより、厨房業界におけるノウハウや経営資源を相互に活用することができ、グループの事業領域・事業規模の拡大が見込め、企業価値向上に繋がるものと判断しました。今後は、両社の強みを活かし、より多くのお客様・社会課題に貢献できる製品及びサービスを提供できるように努めてまいります。

③企業結合日

2024 年 4 月 1 日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得する議決権比率

80%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,219 百万円
取得原価		2,219 百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料 6 百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生した負ののれん

48 百万円

② 発生原因

取得企業の企業結合時の純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,457 百万円
固定資産	1,205 百万円
資産合計	3,662 百万円
流動負債	666 百万円
固定負債	161 百万円

負債合計	827 百万円
------	---------

PT Aneka Citra Refrindo

当社は、2024 年 7 月 22 日開催の取締役会において、PT Aneka Citra Refrindo（以下 ACR 社）の全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2024 年 10 月 15 日に株式の 100%を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 PT Aneka Citra Refrindo

事業の内容 厨房の設計・施工・メンテナンス

②企業結合を行った主な理由

ガリレイグループは、2024 年 6 月に 2030 年に向けた海外事業の中期ビジョン「GALILEI Global Vision 2030」を策定しました。グループの技術、人材、知見を結集し、アジアの食のインフラを川上から川下まで支えることで、持続可能な社会の実現と食生活品質の向上を目指しており、ACR 社をガリレイグループの一員に迎えることといたしました。

ACR 社は、インドネシアにおいて外食産業向けに厨房の設計・施工・搬入据付・メンテナンスを行っている会社です。同社がガリレイグループに参画することにより、インドネシアにおけるノウハウや経営資源を相互に活用し、グループの事業規模の拡大を見込んでおります。

③企業結合日

2024 年 9 月 30 日（みなし取得日）

2024 年 10 月 15 日（株式取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得する議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024 年 9 月 30 日をみなし取得日としているため、2024 年 10 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの業績が含まれてお

ります。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	800 百万円
取得原価		800 百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料 9 百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

720 百万円

② 発生原因

主として、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力によるものです。

③償却方法及び償却期間

8 年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	617 百万円
固定資産	113 百万円
資産合計	731 百万円
流動負債	453 百万円
固定負債	198 百万円
負債合計	652 百万円

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2024 年 5 月 27 日開催の取締役会において、当社の連結子会社である日本洗浄機株式会社を吸収合併存続会社とし、株式会社エコメックを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024 年 7 月 5 日付で以下の通り合併を完了しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事会社の名称及び事業の内容

①吸収合併存続会社

結合企業の名称	日本洗浄機株式会社
事業の内容	厨房機器の製造及び販売

②吸収合併消滅会社

被結合企業の名称	株式会社エコメック
事業の内容	厨房機器の製造

(2) 企業結合日

2024 年 7 月 5 日

(3) 企業結合の法的形式

日本洗淨機株式会社を吸収合併存続会社とし、株式会社エコメックを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

日本洗淨機株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

日本洗淨機株式会社は株式会社エコメックの完全子会社であり、日本洗淨機株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行うことで、ガリレイグループとしての経営のスピードアップと効率化を図るものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行いました。

（重要な後発事象に関する注記）

（会社分割による持株会社体制への移行）

当社は、2024 年 5 月 8 日開催の取締役会で承認された、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）とする会社分割により、当社の 100%子会社である株式会社フクシマガリレイ分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）との吸収分割契約（以下、係る吸収分割契約に基づく分割を「本吸収分割」という。）に基づいて、2025 年 4 月 1 日付で会社分割を実施し持株会社体制へと移行いたしました。

また、持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を 2025 年 4 月 1 日付で「ガリレイ株式会社」に変更し、分割準備会社の商号を「フクシマガリレイ株式会社」に変更いたしました。さらに、その事業の目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく、定款の一部変更を行いました。

会社分割による持株会社体制への移行の概要

1 持株会社体制への移行の背景と目的

ガリレイグループは創業以来、事業活動を通じて社会の課題解決に取り組み、社会価値を創出することで成長を実現してきました。わたしたちは「食といのちの未来を拓く」というパーパスを掲げ、フードロス、脱炭素社会の実現、労働人口不足など、多くの社会課題に真摯に向き合い、解決策を提供することで、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。当社は、持株会社体制に移行することにより、①人材及び資金等の経営資源配分の最適化によるグループシナジーの発揮、②M&Aを活用した事業拡大や新規分野への挑戦、③各事業における収益性及び経営責任を明確化し、自立性を向上させることにより、グループ経営体制を強化し、さらなる企業価値の向上を目指します。

2 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

本吸収分割に関する取締役会決議日	2024年5月8日
吸収分割契約締結日	2024年5月8日
吸収分割契約承認時株主総会	2024年6月26日
本吸収分割効力発生日	2025年4月1日

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、分割準備会社を承継会社とする吸収分割方式により行いました。

また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本件吸収分割に係る割当の内容

本吸収分割に際して、承継会社は普通株式 8,000 株を新規発行し、その全部を分割会社である当社に対して割当交付いたしました。

(4) 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社が営む業務用冷凍冷蔵庫及び冷凍冷蔵ショーケースの製造、販売及び施工並びに付随する一切の事業に関する権利義務のうち、本吸収分割に係る吸収分割契約において定めるものを当社から承継します。なお、承継会社が当社から承継する債務については、併存的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、当社及び承継会社の負担すべき債務については、履行の確実性に問題がないものと判断しております。

3 本吸収分割の当事会社の概要

(1) 名称	フクシマガリレイ株式会社	株式会社フクシマガリレイ分割準備会社
--------	--------------	--------------------

(2) 所在地	大阪市西淀川区竹島二丁目 6 番 18 号	大阪市西淀川区竹島二丁目 6 番 18 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 福島 裕 代表取締役 福島 豪	代表取締役 福島 豪
(4) 事業内容	業務用冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、 その他冷凍機応用機器の製造・販売・メンテ ナンス 店舗システム、厨房総合システムの設計・施 工	本吸収分割前は事業を行っておりません。
(5) 資本金	2,760 百万円	20 百万円
(6) 設立年月日	1951 年 12 月 8 日	2024 年 5 月 1 日
(7) 発行済株式数	44,132,320 株	2,000 株
(8) 決算期	3 月末	3 月末
(9) 大株主及び持株比率	福島機器販売株式会社 21.16% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 8.34% 福島 裕 4.94% ガリレイ社員持株会 4.68% 福島 亮 3.36% JP MORGAN CHASE BANK 385632 3.00% 有限会社ティー・シー・エス・ピー 2.75% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 2.48% CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM2 1.75% 日本生命保険相互会社 1.71%	フクシマガリレイ株式会社 100%

(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
	2025 年 3 月 31 日時点 (連結)	2025 年 3 月 31 日時点 (単体)
純資産	103,206 百万円	40 百万円
総資産	141,562 百万円	40 百万円
1 株当たり純資産	2,558.19 円	20,008 円

売上高	130,639 百万円	—
営業利益	16,572 百万円	—
経常利益	17,175 百万円	0 百万円
当期純利益	12,008 百万円	0 百万円
1 株当たり当期純利益	299.79 円	8.35 円

(注) 1. 当社は、2025 年 4 月 1 日付で「ガリレイ株式会社」に商号変更しました。

2. 承継会社は、2025 年 4 月 1 日付で「フクシマガリレイ株式会社」に商号変更しました。

4 分割する事業の概要

(1) 分割する事業内容

業務用冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、その他冷凍機応用機器の製造・販売・メンテナンス
店舗システム、厨房総合システムの設計・施工

(2) 分割する事業の経営成績（2025 年 3 月期実績）

売上高 100,938 百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（2025 年 3 月期）（単位：百万円）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	29,873	流動負債	22,058
固定資産	6,334	固定負債	69
合計	36,207	合計	22,128

5 会社分割後の当社及び承継会社状況

	分割会社	承継会社
① 商号	ガリレイ株式会社（2025 年 4 月 1 日付で「フクシマガリレイ株式会社」より商号変更）	フクシマガリレイ株式会社（2025 年 4 月 1 日付で「株式会社フクシマガリレイ分割準備会社」より商号変更）
② 所在地	大阪市西淀川区竹島二丁目 6 番 18 号	大阪市西淀川区竹島二丁目 6 番 18 号
③ 代表者	代表取締役 福島 裕 代表取締役 福島 豪	代表取締役 福島 豪

④ 事業内容	グループ会社の経営管理等	業務用冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、その他冷凍機応用機器の製造・販売・メンテナンス 店舗システム、厨房総合システムの設計・施工
⑤ 資本金	2,760 百万円	200 百万円
⑥ 決算期	3 月末	3 月末

6 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）に基づき、共通支配下の取引として処理を実施しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額の純額で取り込む方法によっております。
 - (2) 棚卸資産
 - ① 製品、原材料
…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ② 仕掛品
製品仕掛品
…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ③ 貯蔵品
…最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	12～50年
機械及び装置	7年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) 長期前払費用…定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金…従業員の賞与に充当するため支給見込額基準(過去の支給実績を基礎に業績を加味して算定する方法)に基づき計上しております。
 - (3) 製品保証引当金…製品及び請負工事の契約保証期間内の補償に備えるため過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(4) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。なお、当事業年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生の翌事業年度に一括して費用処理することとしております。

(5) 工事損失引当金…将来の工事損失の発生に備えるため、期末現在の損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（または充足するにつれて）収益を認識する

商品及び製品の販売

フードサービス販売及び医療・理化学製品販売並びに冷凍冷蔵ショーケース販売においては、主に業務用冷凍冷蔵庫やメディカルフリーザー、冷凍冷蔵ショーケースの製造及び販売並びに据付工事を行っています。このような商品及び製品の販売については、①据付工事を伴わない場合、受渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、一時点で収益認識しております。②据付工事を伴う場合、その工期が短いため、適用指針第95項に定めている収益認識の代替的な取扱いを適用し、工事が完成し顧客に引渡しを行った時点で収益を認識しています。

工事契約

大型食品加工機械販売及び大型・小型パネル冷蔵設備の引渡し及びその据付工事を履行義務としております。契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日における見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で行っております。

サービス事業

サービス販売においては主に当社の冷凍冷蔵庫や冷凍冷蔵ショーケースの修理を履行義務としております。顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、一時点（サービス提供時点）に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしております。

なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記(重要な収益及び費用の計上基準)に記載のとおりです。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある事項は以下のとおりです。

大型パネル冷蔵設備販売における一定期間にわたる収益計上

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたる収益計上となる金額は、大型パネル冷蔵設備販売については、4,492百万円と売上高の4.4%を占めております。

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

大型パネル冷蔵設備販売に係る売上高は、顧客に提供する履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しており、当該進捗度の見積り方法は見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

見積総原価は、受注時点で入手した見積書等の積算により作成した予算書に基づいております。また、製造開始後の各決算期末においては、製造の状況及び発注実績を踏まえて、発注書等に基づき見積総原価の見直しを行っております。

なお、大型パネル冷蔵設備は顧客の仕様に合わせて制作し、半年以上の工期を要する案件も多いです。このため、製造開始後に仕様変更が生じた場合や、資材の急激な高騰が生じた場合等においては、見積総原価が変動し、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,212百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
3. 保証債務
該当事項はありません。
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,436百万円
短期金銭債務	1,123百万円
長期金銭債務	2百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,778百万円
仕入高	7,923百万円
販売費及び一般管理費	34百万円
営業取引以外の取引高	798百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	4,068,300株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	131百万円
賞与引当金	801百万円
長期未払金（役員退職慰労引当金）	388百万円
製品保証引当金	138百万円
貸倒引当金	59百万円
買掛金	179百万円
投資有価証券評価損	107百万円
工事原価	335百万円
工事損失引当金	10百万円
未収入金	11百万円
貯蔵品	21百万円
その他	223百万円
計	2,407百万円
評価性引当額	△132百万円
繰延税金資産計	2,275百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,404百万円
圧縮記帳積立金	△156百万円
前払年金費用	△121百万円
資産除去債務に係る固定資産	△5百万円
繰延税金負債計	△2,688百万円
繰延税金負債の純額	△412百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等一時差異ではない項目	△1.0%
住民税均等割	0.8%
法人税額の特別控除額	△1.3%
評価性引当額	△0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,043円89銭
-----------	-----------

1株当たり当期純利益	223円59銭
------------	---------

(注) 当社は、2025年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割の影響を考慮し、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割による持株会社体制への移行)

連結計算書類「注記事項(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 3 日

ガ リ レ イ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 西 方 実

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 安 場 達 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、ガリレイ株式会社（旧会社名 フクシマガリレイ株式会社）の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレイ株式会社（旧会社名 フクシマガリレイ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 3 日

ガ リ レ イ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 西 方 実

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 安 場 達 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、ガリレイ株式会社（旧会社名 フクシマガリレイ株式会社）の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 74 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。監査等委員会といたしましては、グループ全体では是正及び再発防止に向けた取り組みが適切になされていることを確認しており、引き続き再発防止策の実施状況とその実効性を注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 6 月 3 日

ガリレイ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 堀之内 健士

常勤監査等委員 竹内 博史

監査等委員 藤川 隆夫

監査等委員 吉年 慶一

監査等委員 梨岡 英理子

(注) 常勤監査等委員竹内博史、監査等委員藤川隆夫、吉年慶一及び梨岡英理子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上